公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 23 年９月 30 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　ＮＫリレーションズ株式会社
　変更後の所在地　東京都港区麻布十番一丁目10番10号　ジュールＡ　５階

⑵　名称　ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社
　変更後の所在地　東京都千代田区丸の内１丁目８番１号

⑶　名称　明治グループ企業年金基金
　変更後の所在地　東京都中央区京橋２丁目４番16号

２　名称の変更のあった者
　変更前の名称　株式会社大和インベストメント・マネジメント１号
　変更後の名称　株式会社大和インベストメント・マネジメント

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 23 年９月 30 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　有限会社イシン・ピーエス・インベストメンツ
　住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号

⑵　名称　有限会社イシン・ピーエス・ホールディングス
　住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号

⑶　名称　株式会社ＡＭＧ
　住所　京都府京都市中京区間之町通御池下ル錦屋町520―１京ビル２号館７階

⑷　名称　エーピーエル・ジャパン・レジデンシャル・ファンド・ワン・インベストメンツ・リミテッド
　住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―1104、グランドケイマン、ユーグランド・ハウス、メイプルズ・コーポレート・サーヴィシス・リミテッド　私書箱第309号

⑸　名称　ＳＦＪ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
　住所　東京都千代田区麹町１―７相互半蔵門ビルディング

⑹　名称　株式会社ジオン商事
　住所　大阪府大阪市西区靭本町１―12―４信濃橋東洋ビル

⑺　名称　住商情報システム株式会社
　住所　東京都中央区晴海１丁目８番12号

⑻　名称　株式会社たかしま
　住所　京都府京都市北区紫野南舟岡町４番地10

⑼　名称　タムウイールヴュー・ジャパン・コマーシャル・ワン特定目的会社
　住所　東京都中央区日本橋室町三丁目１番20号

⑽　名称　タムウイールヴュー・ジャパン・コマーシャル・ツー特定目的会社
　住所　東京都中央区日本橋室町三丁目１番20号

⑾　名称　タムウイールヴュー・ジャパン・コマーシャル・フォー特定目的会社
　住所　東京都中央区日本橋室町三丁目１番20号

⑿　名称　タムウイールヴュー・ジャパン・レジデンシャル特定目的会社
　住所　東京都中央区日本橋室町三丁目１番20号

⒀　名称　有限会社東建大津通Ａ
　住所　東京都中央区日本橋２－１―14

⒁　名称　東建コーポレーション株式会社
　住所　愛知県名古屋市中区丸の内２丁目１番33号

⒂　名称　ノーリツ鋼機株式会社
　住所　和歌山県和歌山市梅原579番地の１

⒃　名称　学校法人　平塚学園
　住所　神奈川県平塚市松風町５―22

⒄　名称　ファーストブラザーズ株式会社
　住所　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成23年10月１日から平成25年９月30日まで

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成23年８月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 23 年９月 30 日

財務大臣　安住　　淳

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成23年８月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	7,972	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	1,607	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0	
29	履物の一部品目	79,737	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	0	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

半期報告書等の提出を要しない者の指定を解除する公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第５条及び第39条第５項の規定に基づき、半期報告書及び臨時報告書の提出を要しないとして指定した者のうち、次の有価証券の発行者の指定を解除する。

平成 23 年９月 30 日

関東財務局長　居戸　利明

カナダ輸出金融公社

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 30 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　処分をした年月日　平成23年９月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビルド商会
　池田　啓吾　愛媛県松山市久万ノ台189―１
　国土交通大臣許可（般―22）第13543号